

# 非常勤役員報酬規程

社会福祉法人 創和会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 創和会 非常勤役員の報酬について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で非常勤役員とは、法人と雇用契約を結んでいない理事及び評議員、監事をいう。

(理事及び評議員及び監事の報酬)

第3条 理事・監事・評議員が、法人業務及び法人が実施する社会福祉事業の運営の為に業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事監査の報酬)

第4条 監事が理事長の命を受けて監査業務にあたった場合は別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務の為に、出張する場合は、旅費規程により支給するものとする。

別表 1

名 称	報 酬
理事、評議員、監事業務報酬	3, 0 0 0 円
監査業務報酬	1 0, 0 0 0 円

報酬額は、所得税法で定められた税率により算定された源泉所得税控除後の金額とする。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から施行する。